

令和8年7月

各 位

宇和島信用金庫
理事長 濱田 竜也

拝 啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫の活動状況や実績の概要等をお伝えし、皆様の当金庫に対するご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャー誌「2026 ディスクロージャー Uwajima Shinkin Bank」を作成いたしましたので、お届けいたします。

ご高覧いただければ幸甚に存じます。

今後とも一層のご指導、ご鞭撻をたまわりますようお願い申し上げます。

敬 具

この街が好き、この街と未来を拓く

2026 ディスクロージャー

Uwajima Shinkin Bank



宇和島信用金庫



ごあいさつ

平素は当金庫業務に格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ここに謹んで第102期決算と業況の概要について、ご報告申し上げます。

昨年度の日本経済は、物価上昇の影響を受けながらも、全体的には景気の減速は確認されず引き続き緩やかな回復基調を辿りました。しかし、米国・イスラエルによるイラン攻撃をきっかけとした中東情勢の緊迫化により、原油価格が高止まりするリスクが指摘されており、日本がエネルギー供給の多くを中東地域に依存していることから、企業収益や家計への下押し要因となることが懸念される状況となっています。

また、当地域におきましても、農林水産業などの基幹産業が、原材料・エネルギー価格の上昇や人手不足といった影響を強く受けており、先行きの不透明感は根強く残っています。

このような経済環境のもと、令和7年度の業績につきましては、金利上昇に伴う預金獲得競争の激化や相続などを主要因とする資金流出により、預金期末残高は前期比3億円減少し1,100億円、貸出金期末残高は、資金需要が低迷するなか前期比9億円減少し656億円となりました。

収益面では、預金コスト上昇の影響が大きく、本業の収益力を示すコア業務純益が前年比20百万円減少し251百万円となりましたが、経常利益は諸経費圧縮効果もあり、前年比23百万円増加の206百万円となりました。

また、経営の健全性を示す自己資本比率は9.61%と、国内基準の4.0%を大きく上回る水準を維持しています。

令和8年度は、中期経営計画の最終年度であり、引続き『うわしん「未来を拓く変革への挑戦」2024』をテーマとして、信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して取り組んでまいります。

引き続き、地域の皆様により信頼される信用金庫となれるよう役職員一同努力して参りますので、なお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月 理事長 濱田 竜也

宇和島信用金庫 IDEA



この街が好き、この街と未来を拓く

〈コーポレートメッセージ〉

主要な事業地域社会と宇和島信用金庫

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、愛媛県の南予地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

1 預金積金に関する事項

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。年金受給者向け定期預金「スマイルライフ」、定期積金「ゆとり」を取扱っております。

この他に当金庫で取扱っている商品については8ページをご覧ください。

● 預金積金残高【110,016百万円】

2 貸出金(運用)に関する事項(地域への資金供給の状況)

お客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するため、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、地域の中小企業に対し、設備資金に266億円、運転資金に159億円をご融資しております。また、個人のお客様には住宅ローン、教育ローン等を中心に142億円をご融資しております。

なお、当金庫で取り扱っている商品については、9ページをご覧ください。

● 貸出金残高【65,675百万円】

● 預金積金に占める貸出金の割合【59.70%】

3 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組

当金庫は、地域へ円滑かつ持続的に金融サービスを提供し、地域社会・地域経済の発展に貢献し「豊かな地域社会実現のため奉仕する」ことが当金庫の社会的使命であるとの経営理念にもとづき「豊かな地域社会実現」に向け「地域密着型金融推進計画」を策定し推進してまいりました。さらに引き続き円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努め以下の取組みを行っています。

(1) 中小企業や個人事業主の皆様の資金繰りなどのご相談、住宅ローンの皆さまのご返済等に関するご相談を全店で受付いたしております。

(2) お取引先の実態を踏まえ「貸出条件の変更等」に柔軟に積極的に対応いたしました。

令和7年度実績 受付件数 342件

実行件数 340件

4 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2025年度
新規に無保証で融資した件数	186 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	30.2 %
保証契約を解除した件数	6 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメインに金融機関として実施したものに限る)	0 件

5 貸出以外の運用に関する事項

当金庫では、経営の健全性を確保するため、支払準備資金を適切に管理しております。なお、その資金は安全性、流動性、収益性を心掛けた運用を行っております。

- 預け金残高 【26,057百万円】
- 有価証券残高 【21,156百万円】
- 預金積金に占める有価証券の割合 【19.22%】

6 今期決算に関する事項

収益面につきましては、経営の合理化・効率化を推進した結果、本業のもうけを示すコア業務純益は251百万円、当期純利益は63百万円となりました。

7 文化的社会的貢献に関する事項

- (1) 「南予活性化若手経営塾」
 - ・愛媛県南予地域の若手経営者の育成を図るため、お取引先の後継者の方々を対象に1年間、経営についての勉強会を開講しております。
- (2) 「若手経営塾OB会」
 - ・「南予活性化若手経営塾」修了者を対象に構成され、活動を通じて経営者としてのスキルアップに繋がっていただいております。
- (3) 「うわしん年金友の会」
 - ・「うわしん年金友の会」の会員を対象に旅行を企画、催行しております。
- (4) インターンシップ
 - ・宇和島市内の中学校・高校を対象にインターンシップ生の受け入れをしております。
- (5) 環境への取り組み
 - ・各地区の清掃活動に積極的に参加しております。
- (6) 福祉活動
 - ・「うわしん年金友の会」会員様をサポートさせていただくために、会員限定の団体傷害保険制度のご提供をさせていただいております。
- (7) 寄付
 - ・日本赤十字社 他、公共性の高い行事へ、ささやかではございますが寄付させていただいております。

お客様・会員

会員数 5,925人
出資金残高
【751百万円】

預金積金

出資金

宇和島信用金庫

体制(常勤役職員数/102人、店舗/10店)

貸出金

支援サービス

お客様・会員

トピックス／文化・社会的貢献活動

■カレンダー公募展

4回目を迎える宇和島信用金庫カレンダー公募展を2025年8月5日から10日の間、アトリエぱれっとで開催いたしました。



左から4人目が最優秀賞を受賞された亀井邦隆さん

- ◇最優秀賞「八鹿踊り」 亀井邦隆
 - ◇優秀賞「宇和島の街」宇治原富子
 - ◇佳作「外泊漁港」 藤田 守
(絵画部門)「面影」 是澤充広
 - ◇佳作「九島暮色」 白石信夫
(写真部門)「宇和海の夕景」清家 昇
 - ◇特別賞「光る宇和海」 武田裕光
- ※「つなぐ」を見て群馬県から出展されました。(敬称略)



2026年版カレンダー

■第16期 うわしん南予活性化若手経営塾開講

南予活性化若手経営塾の第16期(塾生11名)の開講式が4月24日、本部4階大会議室で行われました。



■うわしん南予活性化若手経営塾OBによる講演会

9月19日、新橋支店2階セミナールームで(有)亀井蒲鉾の亀井万織専務を講師にお招きし、南予活性化若手経営塾OB会講演会が開催されました。

■吉田町夏祭り

7月5日に開催された吉田町夏祭りに唯一の牛鬼として参加しました。



■第58回うわじま牛鬼まつり

7月22日～24日の間、恒例のうわじま牛鬼まつりが開催され、「親牛鬼パレード」と「宇和島おどり大会」に参加し、精一杯、祭を盛り上げることができました。



■第23回うわしんカップ少年少女サッカー大会

3月1日、第23回「うわしんカップ少年少女サッカー大会」が開催され、グラウンドを元気に駆け回る子どもたちの声と声援が丸山のサッカーグラウンドに響きわたりました。

■四国地区信用金庫 健康保険バレーボール大会

9月6日、16年振りに宇和島市で四国地区信用金庫健康保険バレーボール大会が盛大に開催されました。



■うわしん年金友の会旅行

- ①「足立美術館と皆生温泉かに会席」(11月19日～20日)
- ②「伊達政宗ゆかりの地と最上川舟下り」(11月10日～12日)

■おもてなし遍路道ウォーク

2月23日、「NPO法人遍路とおもてなしのネットワーク」主催の「遍路道の危険箇所や設備の整備状況をみんなで点検 四国遍路を世界遺産に」をスローガンとしたイベント「おもてなし遍路道ウォーク」に参加しました。



事業の運営に関する事項

■ 地域金融円滑化の取組み

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでおります。

■ 法令等遵守の態勢

当金庫は、社会的責任を果たし、会員や利用者の多様なニーズに応え社会の信頼を得るために役職員一人ひとりが高い倫理感と使命感をもって行動する指針として制定致しました「倫理規程」に基づき、本部に理事長を委員長とする「倫理委員会」を、営業店には倫理責任者を置き、「コンプライアンスマニュアル」に基づく各種法令等の遵守、健全かつ公正な業務運営の推進を図っております。

● 金融ADR制度への対応

〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は、40ページ参照）または、総務部コンプライアンス室（電話：0895-23-7000）にお申し出ください。

〔紛争解決措置〕

当金庫は紛争解決のため、営業日に上記総務部コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）の仲裁センター等にお取次いたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

● 顧客保護等管理の態勢

当金庫は「顧客への説明義務」・「相談苦情等への対応」・「情報漏洩防止」・「外部委託業務の適切性」・「その他業務に関する顧客保護と利便の向上」について態勢を整備し、お客様の保護や利便性の向上に努めております。

● 個人情報（特定個人情報含）の保護

個人情報保護法等に基づき、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報（特定個人情報含）の適切な保護と利用を図っております。

● 反社会的勢力への対応

業務の健全性及び適切性を確保することを目的に「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組んでおります。

● マネロン・テロ資金供与対策

マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、内部管理態勢整備に取り組んでおります。

■ 金融商品の販売・勧誘

金融商品販売法等に基づき、お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行っております。

■ 統合的リスク管理の態勢

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力と比較・対照することにより、自己管理型のリスク管理を行うことです。当金庫では、統合的リスク管理態勢の整備・確立に万全を期しております。

■ 自己資本管理の態勢

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことです。当金庫では、自己資本管理態勢の整備・確立に万全を期しております。

■ 信用リスク管理の態勢

信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能、または利息受入不能になるリスクのことです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と管理部門で、厳格な審査体制及び管理態勢をとっています。

また、内部研修やセミナーの実施、外部研修への受講生派遣、本部からの各営業店への臨店指導、更にしんきん共同センターの財務分析システムの活用など、貸出審査能力の向上と債権管理には万全を期しております。

■ 資産査定管理の態勢

資産査定とは、金融機関の保有する資産を個別に検討して回収の危険性、または、価値の毀損の危険性の度合いに従って区分する等の査定を行うことです。当金庫では、査定結果に基づき適正な償却・引当を行い、資産内容を適切に反映した財務諸表を作成しております。

■ 市場リスク管理の態勢

市場リスクとは資産（貸出金、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などのリスクのことです。当金庫では、これらのリスクに対応するため、ALM委員会において経済、金利見通しなどに基づき運用、調達の方針を策定しております。

■ 流動性リスク管理の態勢

流動性リスクとは、市場環境の変化等により、必要な資金調達が困難になるリスクや、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。流動性リスクの管理に当たっては、支払い準備資産を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制が整っています。

また、日常の資金繰りに備えるため流動性リスクを適切に管理し、日々の資金繰りに問題が生じることのないよう万全を期しております。

■ オペレーショナル・リスク管理の態勢

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程・役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象により損失を被るリスク及び金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスクのことです。

当金庫では、オペレーショナル・リスク管理の整備・確立に万全を期しております。

■ 社会的責任と貢献活動

信用金庫には「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」という3つのビジョンがあります。この3つのビジョンを実践することが、信用金庫に課せられた社会的責任であります。

当金庫は、日頃より、ビジョン実現のため共存共栄・相互扶助のもとに生まれた金融機関として金融を通じて地域の皆様に貢献することを目標に掲げ活動しております。

主要な事業の内容

事業のご案内

いつも明るい笑顔で窓口にお客様をお迎えし、あるいはお客様を訪問して、預金や融資のご相談、さらに多彩なサービスのご案内まで、地域に根ざす金融機関として、いつも皆様の事業とご家庭の繁栄を願って努力を重ねています。

■ 預金のご案内

種 類	内 容 と 特 色	期 間	お預け入れ額
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にセットし、「預ける、支払う、ためる、借りる」の機能を持った口座です。		
普通預金	給与、年金などの自動受取、公共料金、カード支払いなどの自動支払いサービスをご利用いただけます。キャッシュカードをセットされますと全国の信用金庫(入金可)および提携金融機関で出金ができます。	出し入れ自由	1円以上
定期預金	定期預金は自動継続式で、利払式と元加式があります。	1ヵ月～5年	100円以上
自動融資	普通預金の残高が不足しても、この口座にセットしていただいた定期預金の90%以内、最高300万円まで自動的に融資が受けられます。		
普通預金	いつでもご自由にお出し入れのできる手軽な預金です。給与、年金の自動受取、公共料金等の自動支払にもご利用下さい。	出し入れ自由	1円以上
決済用預金	普通預金と同じ扱いで利息が付きません。全額預金保険制度により保護されます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	普通預金感覚でご利用下さい。残高が10万円以上で有利なお利息がつきます。個人の方に限ります。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	商取引に小切手・手形をご利用いただくための預金です。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまった資金を短期で運用する預金です。	7日以上	10,000円以上
納税準備預金	納税資金専用の預金です。納税以外の支払いがあれば普通預金金利適用となります。	引出しは原則として納税のみ	1円以上
後見制度支援預金	被後見人の預金のうち、日常的な支払い以外の通常使用しない金銭を家庭裁判所「指示書」に基づき別口座として安全に管理利用していただける預金です。	期間の定めはありません。	1円以上
定期預金	原則として、毎週月曜日に金融情勢等に応じて、金利が変わる預金です。		
大口定期預金	まとまったお金をさらに大きくふやすことのできるお得な預金です。	1ヵ月～5年	1,000万円以上
スーパー定期	1,000万円未満のお預け入れには最も利回りのよい預金です。	1ヵ月～5年	100円以上
変動金利定期預金	預入日から6ヵ月ごとに、利率が変動する預金です。	1年以上3年以内	100円以上
積立定期預金	積立回数2回以上、満期の3ヵ月前まで預け入れる事のできる預金です。		100円以上
スマイルライフ	当金庫で年金をお受け取りされている個人の方を対象とした商品です。	1年	10万円以上 1,000万円以内
スマイルライフEX	57歳以上65歳未満の年金未受給者で、年金を当金庫で受け取るご予約をいただいた個人の方を対象とした商品です。	1年	10万円以上 100万円以内
退職金専用定期預金	退職金をお受け取りになって6ヵ月以内の個人の方を対象とした商品です。	1年	100万円以上 (退職金受取額を上限)
定期積金(スーパー積金)	毎月一定の日に一定額を積立て、満期日にまとまった金額を受取る預金です。	1～5年	1,000円以上
ゆとり	当金庫で年金をお受け取りされている個人の方・当金庫で年金をお手続き中の個人の方を対象とした商品です。	2～5年	2万円以上 (1回の年金振込額以下)
そなえ	55歳以上で当金庫に年金振込の予約をしている個人の方・55歳以上で年金受給資格のある個人の方を対象とした商品です。	1～5年	1万円以上
自動解約付定期積金	毎月一定の日に一定額を積立て、満期日にまとまった金額を指定口座へ入金いたします。	1年以上5年以内	1,000円以上
納税定期積金	納税される法人および個人事業主を対象とした商品です。	6ヵ月以上1年以内	1万円以上
財形貯蓄	お勤めの方の財産づくりを目的とした給与よりの天引預金です。(お預け入れ時の金利が変わる自由金利預金です)		
一般財形	毎月一定額を給与より天引きする積立て預金で、使いみちは自由です。	3年以上	1,000円以上
財形住宅預金	住宅を取得することを目的とした預金です。財形年金と合せて550万円まで非課税扱いができます。	5年以上	1,000円以上
財形年金預金	積立期間および据え置き期間終了後、年金として受取る事のできる預金です。財形住宅と合せて550万円まで非課税扱いができます。	5年以上	1,000円以上
譲渡性預 (NCD)	短期の大口資金運用に適している預金で、満期日前に第三者に譲渡することができます。	2週間以上2年以内	5,000万円以上 1,000万円単位

■ 個人向けローンのご案内

ローンの種類	資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間	担保など
カーライフプラン	自動車及び自転車購入資金から運転免許取得費用や車庫設置費用まで幅広い資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	不 要
プライムプラン (カーライフ)	当金庫に基金保証付関連ローンをご利用の方が、次に自動車関連ローンご利用時のプライムプランです。	1,000万円以内	15年以内	不 要
教 育 プ ラ ン	学校納付金から教材購入費や引越代まで幅広い教育関連費用にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内	不 要
プライムプラン (教 育)	当金庫に基金保証付関連ローンをご利用の方が、次に教育関連ローンご利用時のプライムプランです。	1,000万円以内	16年以内	不 要
教育カードローン	教育資金が必要な時ATM・CDを通じていつでもご利用いただけます。	500万円以内	14年9ヶ月	不 要
リフォームプラン	自宅建物に関する家屋増改築や住居修繕にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	不 要
リフォームプラン・ エ コ	太陽光発電システム等のエコ関連設備の購入、設置にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	不 要
プライムプラン (リフォーム)	当金庫に基金保証付関連ローンをご利用の方が、次にリフォーム関連ローンご利用時のプライムプランです。	1,000万円以内	15年以内	不 要
無担保住宅ローン	不動産の購入、家屋増改築や住居修繕、住宅ローンの借換えにご利用いただけます。	2,000万円以内	20年以内	不 要
プライムプラン (無担保住宅)	当金庫に基金保証付関連ローンをご利用の方が、次に無担保住宅ローンをご利用時のプライムプランです。	2,000万円以内	20年以内	不 要
福 祉 プ ラ ン	介護用機器購入や老人ホーム入居一時金にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	不 要
子育て応援プラン	出産・子育てにかかる費用にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内	不 要
シニアライフローン	当金庫で年金をお受取りいただいているシニア層向けに、消費性資金全般にわたる幅広い資金にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内	不 要
一般個人ローン	消費性資金全般にわたる幅広い資金にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	不 要
フ リ ー ロ ー ン	お使いみち自由な多目的ローンです。	500万円以内	10年以内	不 要
切 替 プ ラ ン	基金保証付カードローン等借換えにご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	不 要
職域サポートローン	当金庫と「職域サポート契約書」を締結している事業所で働く経営者・従業員の方がご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	不 要
カ ー ド ロ ー ン	貸越極度額の範囲でATM・CDを通じて入出金を繰り返せるカードローンです。	100万円以内 (10万円単位)	2年以内 (再審査の上更新)	不 要
きゃっする カ ー ド ロ ー ン	必要な時いつでもご利用いただけるカードローンです。(除く事業資金)	300万円まで	3年以内 (再審査の上更新)	不 要
きゃっする フ リ ー ロ ー ン	お使いみち自由な多目的ローンです。 専業主婦、パート、アルバイトの方もご利用いただけます。	300万円まで	10年以内	不 要
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、増改築資金及び建売住宅、マンション、中古住宅の購入資金にご利用いただけます。	1億円以内	35年以内	土地・建物
水洗便所改造 資 金 融 資	生活排水設備工事資金(宇和島市の下水処理区域内のみ)	5万円以上 50万円以内	4年2ヶ月以内	不 要
代 理 貸 付	(代理貸付業務の取扱先) 信金中央金庫、日本政策金融公庫、独立行政法人住宅支援機構、独立行政法人福祉医療機構、年金積立金管理運用独立行政法人			

※基金とは(一社)しんきん保証基金

■ 事業者向けローンのご案内

ローンの種類	資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間	担保など
事 業 資 金	資金の使途に応じ、手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形割引などの方法があります。			
創業支援ローン 「スタートアップ」	新たに事業を始める方、または事業開始後2年未満の方に創業期に必要な運転資金、設備資金にご利用いただけます。	500万円以内	7年以内 (1年以内元金据置可)	不 要
ビジネスローン 「NEXT II」	事業に必要な運転・設備資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	不 要
あぐりネクスト	農業に必要な運転・設備資金にご利用いただけます。	500万円以内	5年以内	不 要
事業者カードローン	信用保証協会付融資			
代 理 貸 付	(代理貸付業務の取扱先) 信金中央金庫、日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構、年金積立金管理運用独立行政法人、その他			

■ サービスのご案内

サービスの種類	内 容
でんさいネット	インターネットを活用した新たな決済手段です。
テレホンバンキング	残高、入手金照会を、キャッシュカードお持ちの方は、どなたでもご利用できます。振込、振替は事前の申込みが必要となります。
デビットカード	デビット加盟店において、当金庫のキャッシュカードで決済が出来ます。
インターネットバンキング	パソコンなどを使って残高照会・資金移動が出来ます。
内国為替	全国各地に、確実、迅速に送金・取立のできる“しんきん為替”をご利用下さい。ATMからも振込みが出来ます。
給与振込	給与やボーナスは安全、確実にあなたの口座へ入金、家計管理のお役に立ちます。
年金振込	各種年金が簡単な手続きであなたの口座に振込まれます。ご入金も早く、お引出しも簡単です。
公共料金自動支払	電気、電話、NHK、水道、ガスの公共料金をあなたの預金から自動的にお支払いさせていただきます。
しんきんVISAカード	買物も食事も加盟店ならサインひとつでお支払いが出来、急に現金がご入用のときは「キャッシングサービス」が受けられます。
貸金庫	重要な書類や貴重品を災害から守ります。新橋支店では全自動貸付金庫がご利用いただけます。
自動機休日サービス	利用手数料は無料で全店舗および店外キャッシュローナーにて営業しています。
個人型確定拠出年金 (iDeCo)	りそな銀行の個人型確定拠出年金(iDeCo)を受付金融機関として取扱いをしております。税制優遇を受けながら老後資金を確保する制度で、毎月の掛金を自分自身で運用しながら積み立てていき、原則60歳以降に受取ることができます。

■ 信託契約代理店業務

信金中央金庫の代理店として個人向け信託商品を取扱いしております。

・しんきん相続信託『こころのバトン』

ご自分の将来の生活資金としての定期的な受取りやご家族にのこす金額及び受取方法をあらかじめ指定できる信託商品です。

・しんきん暦年信託『こころのリボン』

贈与を希望される場合、その手続きをサポートする信託商品です。贈与する方は、あらかじめ誰にいくら贈るか指定できます。

■ 付帯業務

● 代理業務

- ・日本銀行歳入代理店
- ・年金積立金管理運用独立行政法人
- ・株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
- ・地方公共団体の公金取扱業務
- ・日本政策金融公庫等の代理貸付業務

● 貸金庫業務

● 有価証券の貸付

● 債務の保証

● 公共債の引受

● 国債の窓口販売

● 保険商品の窓口販売

● スポーツ振興くじ払戻業務

● 電子債券記録業に係る業務

手数料

■ 為替手数料

1.振込手数料 (1件につき)	窓口 手 数 料	当 金 庫 あ て	当 店 あ て	3万円未満	330円
				3万円以上	550円
		他 店 あ て	3万円未満	330円	
			3万円以上	550円	
		他 行 庫 あ て		3万円未満	605円
				3万円以上	770円
	A T M ・ イ ン タ ー ネ ッ ト	当 金 庫 あ て	当 店 あ て	3万円未満	無 料
				3万円以上	無 料
		他 店 あ て	3万円未満	無 料	
			3万円以上	無 料	
他 行 庫 あ て 他行あてのATM 振込手数料のみ 金額が異なります		3万円未満	275円 ATM 385円		
		3万円以上	330円 ATM 550円		
2.代金取立手数料 (1通につき)		至急扱い		1,100円	
		普通扱い		770円	
3.その他の諸手数料		不渡手形返却料(1通につき)			880円
		取立手形組戻料(1通につき)			880円
		取立手形店頭呈示料(1通につき)			880円
		送金振込組戻料(1通につき)			880円

(令和8年4月1日現在)

■ 両替手数料

両替手数料	～100枚	220円
	101～500枚	440円
	501～1,000枚	770円
	以後1,000枚毎に	330円加算
自動両替機利用手数料 (自動両替機設置店)	1～500枚	100円
	501～1,000枚	200円
	1,001枚以上	400円

(令和8年4月1日現在)

※両替の前後で多いほうの枚数が基準となります。

■ 大量硬貨 入出金手数料

入出金枚数	～100枚	無料
	101～500枚	440円
	501～1,000枚	770円
	1,001～2,000枚	1,100円
	以後1,000枚毎に	330円加算

(令和8年4月1日現在)

■ その他の事務手数料

項 目	手 数 料
でんさいネット利用手数料	基本利用料 (サービス期間中) 0円 記録手数料 (1件毎) PCチャネル ①発生記録 220円 ②譲渡記録 220円
小切手帳発行手数料	1冊につき 1,100円
手形帳発行手数料	1冊につき 1,100円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき 550円
通帳・証書の再発行手数料	1冊につき 1,100円
キャッシュカード(ローンカードを含む) の再発行手数料	1枚につき 1,100円
残高証明書の発行手数料	1件につき 440円
夜間金庫の利用手数料	1年間 26,400円
不動産担保設定手数料	設定額 1千万円未満 11,000円
	設定額 1千万円以上 33,000円
	設定額 5千万円以上 55,000円
不動産担保変更手数料	11,000円

(令和8年4月1日現在)

■ 自動機利用手数料

キャッシュカードの種類	利 用 時 間	手数料
当金庫 四国内の信用金庫	平 日	8:00～22:00 無 料
	土曜日	9:00～21:00 無 料
	日曜・祝日	9:00～21:00 無 料
四国内の信用金庫 以外の信用金庫 (しんきんゼロネット サービス)	平 日	8:00～18:00 無 料 18:00～22:00 110円
	土曜日	9:00～14:00 無 料 14:00～21:00 110円
	日曜・祝日	9:00～21:00 110円
	他行カード	平 日 8:00～18:00 110円 18:00～22:00 220円 土曜日 9:00～14:00 110円 14:00～21:00 220円 日曜日 9:00～21:00 220円 祝 日 9:00～21:00 220円

(令和8年4月1日現在)

設置場所別の利用時間には40ページの「店舗一覧」ならびに「店外キャッシュコーナー」をご参照下さい。
全国の信用金庫間は無料で、他行は110円になります。なお、四国内の提携信用金庫では、平日の
時間外、土、日、祝祭日も無料です。

■ 貸金庫使用料

種 類	年間使用料
簡 易	3,300円

〈設置店舗〉卯之町支店

全自動	小	11,000円
	大	13,200円

〈設置店舗〉新橋支店

(令和8年4月1日現在)

主な事業に関する事項

■最近5年間の主要な経営指標の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益 (千円)	1,852,303	1,640,192	1,773,016	1,919,047	1,955,270
経常利益 (△は経常損失) (千円)	229,103	135,436	202,258	183,739	206,961
当期純利益 (△は純損失) (千円)	237,163	123,486	152,758	250,356	63,447
出資総額 (百万円)	635	674	672	695	751
出資総口数 (百万円)	6	6	6	6	7
純資産額 (百万円)	5,061	4,595	4,923	4,186	3,685
総資産額 (百万円)	119,434	121,061	119,211	119,253	115,844
預金積金残高 (百万円)	110,734	111,783	111,125	110,412	110,016
貸出金残高 (百万円)	67,147	68,876	69,114	66,620	65,675
有価証券残高 (百万円)	21,532	21,231	21,344	21,332	21,156
単体自己資本比率 (%)	9.01	8.94	8.66	9.53	9.61
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	3	2	2	2	3
役員数 (人)	12	12	12	11	11
うち常勤役員数 (人)	6	6	7	5	5
職員数 (人)	114	106	105	101	97
会員数 (人)	6,198	6,129	6,068	6,005	5,925

■業務粗利益

	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	1,479,245	1,430,677
資金運用収益	1,563,762	1,676,509
資金調達費用 除く金銭の信託運用見合費用	84,517	245,831
役務取引等収支	△ 28,413	△ 29,577
役務取引等収益	94,664	96,124
役務取引等費用	123,078	125,701
その他の業務収支	8,219	△ 46,677
その他業務収益	9,278	8,148
その他業務費用	1,058	54,825
業務粗利益	1,459,051	1,354,423
業務粗利益率	1.22	1.14

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計 (平均残高)}} \times 100$ (単位 千円)

■業務純益等

	令和6年度	令和7年度
業務純益	173,001	276,855
実質業務純益	271,974	196,973
コア業務純益	271,974	251,711
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	271,974	251,711

(単位 千円)

■利鞘

	令和6年度	令和7年度
資金運用利回	1.30	1.42
資金調達原価率	1.10	1.23
総資金利鞘	0.20	0.19

(単位 %)

■資金運用収支の内訳

	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	119,379	1,563,762	1.30	117,947	1,676,509	1.42
貸出金	67,550	1,213,702	1.79	66,337	1,289,123	1.94
預け金	28,470	79,930	0.28	27,951	110,023	0.39
有価証券	22,730	259,072	1.13	23,030	263,910	1.14
その他	627	11,057	1.76	628	13,451	2.13
資金調達勘定	114,827	84,517	0.07	113,876	245,831	0.21
預金積金	112,824	76,959	0.06	112,061	238,564	0.21
借入金	1,906	5,368	0.28	1,727	5,301	0.30
その他	95	2,188	2.28	86	1,965	2.26

(注) 「資金運用勘定」は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。 (単位 百万円 千円 %)

■ 受取・支払利息の分析

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受取利息	△ 15,462	38,100	22,638	△ 22,168	134,914	112,746
貸出金	△ 25,514	25,774	260	△ 23,586	99,009	75,423
預け金	△ 1,590	12,647	11,057	△ 2,043	32,134	30,091
有価証券	8,827	2,475	11,302	3,443	1,396	4,839
その他	2,815	△ 2,796	19	18	2,375	2,393
支払利息	△ 1,677	52,365	50,688	△ 2,378	163,689	161,311
預金積金	△ 366	52,551	52,185	△ 1,624	163,224	161,600
借入金	△ 1,315	342	△ 973	△ 550	484	△ 66
その他	4	△ 528	△ 524	△ 204	△ 19	△ 223

(単位 千円)

■ 利益率

	令和 6 年度	令和 7 年度
総資産経常利益率	0.15	0.17
総資産当期純利益率	0.20	0.05

(注) 総資産経常利益（当期純利益）率 = $\frac{\text{経常利益（当期純利益）}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

(単位 %)

■ 預金・譲渡性預金残高及び平均残高

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	残 高	平均残高	残 高	平均残高
流動性預金	39,693	41,844	38,775	40,389
うち有利息預金	37,611	37,552	36,844	36,878
定期性預金	70,286	70,805	70,826	71,499
うち固定金利	70,286	70,805	70,826	71,499
うち変動金利	—	—	—	—
その他	432	175	415	172
計	110,412	112,824	110,016	112,061
譲渡性預金	—	—	—	—
合 計	110,412	112,824	110,016	112,061

(注) (1) 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

(2) 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(3) 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変動に応じて金利が変動する定期預金

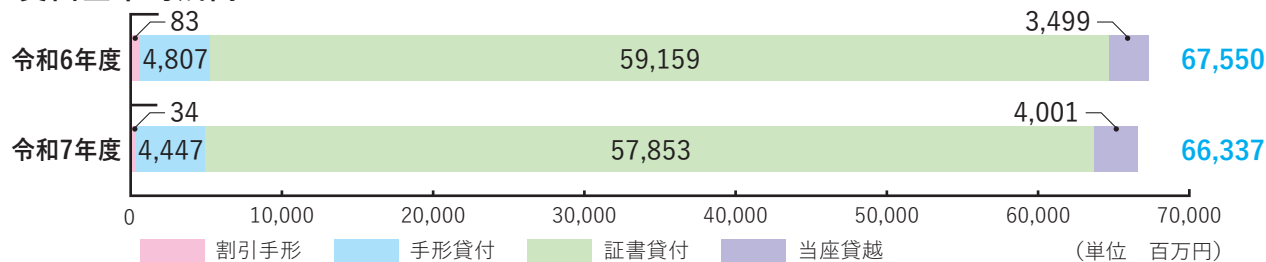
(単位 百万円)

■ 定期預金残高

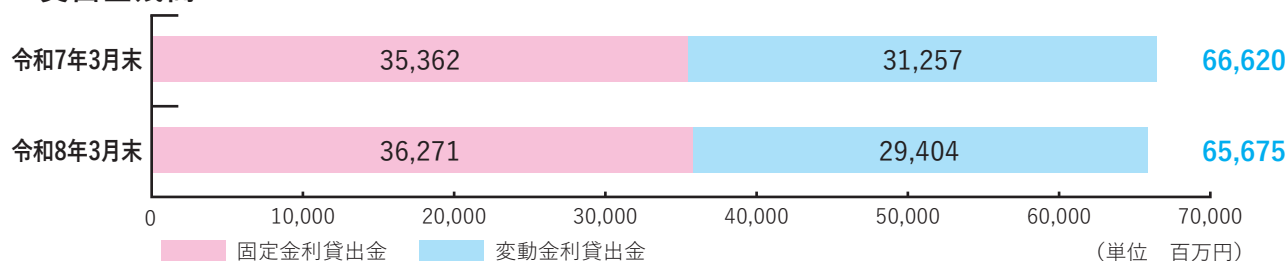
	令和 7 年 3 月末	令和 8 年 3 月末
定期預金	64,924	66,389
固定金利定期預金	64,924	66,389
変動金利定期預金	—	—
その他	—	—

(単位 百万円)

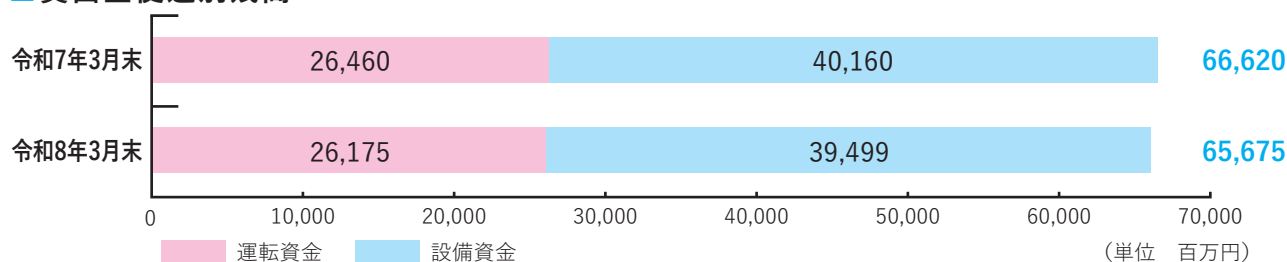
■ 貸出金平均残高



■ 貸出金残高



■ 貸出金使途別残高



■ 貸出金業種別内訳

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	78	1,772	2.65	65	1,691	2.57
農業、林業	45	116	0.17	35	99	0.15
漁業	54	2,913	4.37	50	2,926	4.45
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	234	3,610	5.41	228	3,377	5.14
電気・ガス・熱供給・水道業	29	984	1.47	26	1,393	2.12
情報通信業	3	26	0.03	3	101	0.15
運輸業、郵便業	33	926	1.38	35	969	1.47
卸売業、小売業	288	7,170	10.76	255	6,465	9.84
金融業、保険業	23	7,219	10.83	22	7,511	11.43
不動産業	98	11,877	17.82	102	11,578	17.62
物品賃貸業	7	575	0.86	7	358	0.54
学術研究、専門・技術サービス業	30	133	0.19	25	129	0.19
宿泊業	11	1,018	1.52	9	1,013	1.54
飲食業	151	1,629	2.44	140	1,500	2.28
生活関連サービス業、娯楽業	86	2,319	3.48	80	2,175	3.31
教育、学校支援業	12	267	0.40	11	254	0.38
医療、福祉	67	5,284	7.93	60	5,159	7.85
その他のサービス	153	1,932	2.90	143	1,943	2.95
小計	1,402	49,778	74.71	1,296	48,648	74.07
地方公共団体	3	1,930	2.89	3	2,743	4.17
個人	3,051	14,912	22.38	2,917	14,284	21.74
合計	4,456	66,620	100.00	4,216	65,675	100

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(単位 百万円 %)

■ 貸出金、債務保証見返の担保別内訳

	貸 出 金		債 務 保 証 見 返	
	令和7年3月末	令和8年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
当金庫預金積金	317	267	10	10
有価証券	—	—	—	—
動産	62	63	—	—
不動産	24,239	23,129	22	17
その他	—	—	—	—
小計	24,619	23,461	32	27
信用保証協会・信用保険	7,074	6,855	9	8
保証	6,828	6,758	10	3
信用	28,097	28,600	—	—
合計	66,620	65,675	52	39

(単位 百万円)

■ 預貸率

	令和6年度	令和7年度
期末預貸率	60.33	59.69
期中平均預貸率	59.87	59.19

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

(単位 %)

■ 有価証券の残存期間別残高

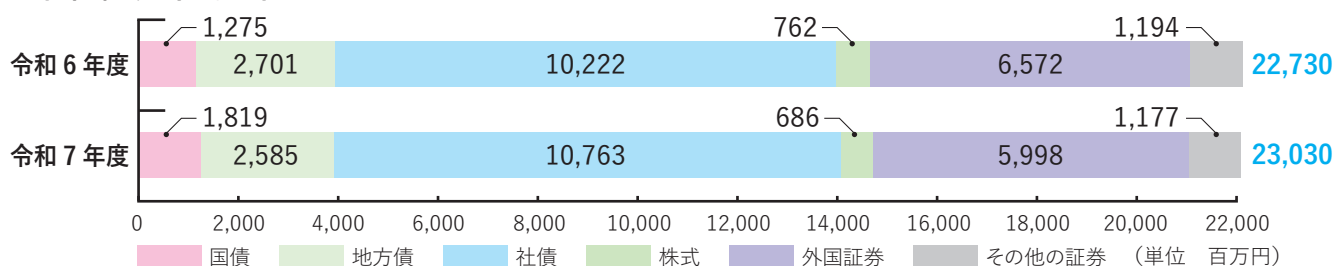
	令和7年3月末								令和8年3月末							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国債	—	—	—	—	598	702	—	1,301	—	394	—	190	598	622	—	1,806
地方債	—	—	—	—	94	2,193	—	2,288	—	—	—	—	1,176	804	—	1,980
社債	638	741	122	3,275	2,285	2,760	—	9,823	117	1,533	2,424	1,340	1,984	2,287	—	9,688
株式	—	—	—	—	—	—	879	879	—	—	—	—	—	—	1,173	1,173
外国証券	499	298	1,720	—	493	1,408	1,434	5,854	199	582	1,231	265	209	1,272	1,476	5,237
その他の証券	—	—	—	—	—	—	1,185	1,185	—	—	—	—	—	—	1,270	1,270

(単位 百万円)

■ 商品有価証券平均残高

令和6年度、令和7年度の取扱実績はありません。

■ 有価証券平均残高



■ 預証率

	令和6年度	令和7年度
期末預証率	19.32	19.32
期中平均預証率	20.14	20.55

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

(単位 %)

直近の 2 事業年度における財産の状況

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

■ 貸借対照表

科 目	令和7年3月31日	令和8年3月31日
資産の部		
現金	973	1,133
預け金	28,407	26,187
金銭の信託	—	—
有価証券	21,332	21,156
国債	1,301	1,806
地方債	2,288	1,980
社債	9,823	9,688
株式	879	1,173
その他の証券	7,039	6,507
貸出金	66,620	65,675
割引手形	59	41
手形貸付	4,807	4,420
証書貸付	58,104	56,646
当座貸越	3,650	4,566
その他資産	832	806
未決済為替貸	7	11
信金中金出資金	617	617
前払費用	65	52
未収収益	104	113
その他の資産	36	11
有形固定資産	1,910	1,832
建物	868	837
土地	920	874
リース資産	37	24
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	84	95
無形固定資産	87	99
ソフトウェア	7	19
その他の無形固定資産	80	80
前払年金費用	—	—
繰延税金資産	95	10
債務保証見返	52	39
貸倒引当金	△ 1,058	△ 1,095
(うち個別貸倒引当金)	(△ 572)	(△ 689)
資産の部合計	119,253	115,844

(単位 百万円)

科 目	令和7年3月31日	令和8年3月31日
負債の部		
預金積金	110,412	110,016
当座預金	1,381	1,389
普通預金	37,725	36,854
貯蓄預金	196	186
通知預金	390	344
定期預金	64,924	66,389
定期積金	5,362	4,436
その他の預金	432	415
借入金	4,072	1,498
借入金	1,772	1,498
当座借越	2,300	—
その他負債	271	349
未決済為替借	20	18
未払費用	47	127
給付補填備金	12	5
未払法人税等	0	37
前受収益	45	50
払戻未済金	3	3
払戻未済持分	2	2
職員預り金	50	42
リース債務	42	27
その他の負債	45	33
賞与引当金	40	39
退職給付引当金	43	39
役員退職慰労引当金	72	87
偶発損失引当金	13	9
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	88	80
債務保証	52	39
負債の部合計	115,067	112,159
純資産の部		
出資金	695	751
普通出資金	695	751
利益剰余金	5,132	5,184
利益準備金	555	605
その他利益剰余金	4,576	4,578
特別積立金	3,889	3,889
(うち目的積立金)	(20)	(20)
当期末処分剰余金	687	689
処分未済持分	△ 6	△ 1
会員勘定合計	5,821	5,933
その他有価証券評価差額金	△ 1,752	△ 2,363
土地再評価差額金	117	115
評価・換算差額等合計	△ 1,635	△ 2,248
純資産の部合計	4,186	3,685
負債及び純資産の部合計	119,253	115,844

(単位 百万円)

- (注)
- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | | |
|----|----|---|-----|
| 建物 | 6年 | ～ | 50年 |
| 動産 | 2年 | ～ | 35年 |
- (4) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- (5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (6) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のとおり記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- これらの債権は正常先債権もしくは、要注意先債権として分類されますが、この要注意先債権のうち大口と信先に該当する債務者の債権を(別途引当対象)大口と信先債権とし、当該債権についての過去10年間の平均貸倒実績率に基づき、別途で一般貸倒引当金を追加計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査部及び監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,582百万円です。
- (7) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
- (8) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生の翌期から)費用処理 |
- (9) 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は、次のとおりであります。
- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在) | |
| 年金資産の額 | 1,796,855百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,828,746百万円 |
| 差引額 | △31,890百万円 |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和7年3月分) | 0.0653% |
| ③ 補足説明 | |
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当期財務諸表上、特別掛金12百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- (10) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (11) 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上する必要がありますが、当事業年度末において金額が僅少であるため、計上しております。
- (12) 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づき信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- (13) 収益の計上方法
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- (14) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (15) 会計上の見積りに関する注記
- 計算書類の作成にあたっては、貸借対照表上の資産、負債の計上額、および損益計算書上の収益、費用の計上額に影響を与える見積り、判断ならびに仮定を使用する必要があります。過去の実績や状況を踏まえ合理的と考えられるさまざまな要因に基づき、継続的に見積り、判断および仮定を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。
- 以下に当金庫の計算書類に重要な影響を与えるリスクに着目して記載しております。
- ① 貸倒引当金 1,095百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、注記(6)に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し等」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- ② 繰延税金資産 146百万円
- 繰延税金負債 136百万円
- 繰延税金資産 10百万円
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- ③ 固定資産の減損損失 45百万円
- 固定資産の減損の判断は、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分(支店別)を単位としてグルーピングを行い、当該資産グループ単位で減損の兆候を把握しております。減損損失を認識するかどうかの判定および使用価値の算定に際して用いられる将来キャッシュ・フローは、経済環境などの外部要因に関する情報や当金庫が用いている内部の情報に基づき、合理的な仮定を置いて計算しております。
- 前提とした条件や仮定が将来の不確実な経済環境の変動によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度以降において見積りと異なった場合、減損の兆候、判定に重要な影響を与える可能性があります。
- (16) 理事及び監事に対する金銭債権総額 187百万円
- (17) 有形固定資産の減価償却累計額 1,187百万円
- (18) 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
- なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 848百万円 |
| 危険債権額 | 983百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 482百万円 |
| 合計額 | 2,314百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対する有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (19) 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は41百万円です。
- (20) 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|--------------|
| 担保に供している資産 | 預け金 6,298百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 1,498百万円 |
- 上記のほか、為替決済取引の担保として預け金1,500百万円、日本銀行代理店保証金として有価証券67百万円を差し入れております。
- (21) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債勘定に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めた方法により算出した価額に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 377百万円
- (22) 出資1口当たりの純資産額 491円80銭
- (23) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- ④ 信用リスクの管理
- 当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会で、審議・報告を行っております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ⑤ 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
- 四半期毎に総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALM委員会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理要項に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従って行っております。
- このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- これらの情報は総務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫では、「預け金」、「有価証券」のうち債券・投資信託・株式、「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量VaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
- 当金庫のVaRはヒストリカル・シミュレーション法(保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和8年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で902百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ⑥ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
- (24) 金融商品の時価等に関する事項
- 令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない非上場株式等は、次表には含めておりません。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

■残高及び時価

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金 (*1)	26,187	25,268	△ 918
(2)有価証券	20,985	20,914	△ 71
満期保有目的の債券	1,262	1,190	△ 71
その他有価証券 (*2)	19,723	19,723	—
(3)貸出金 (*1)	65,675		
貸倒引当金 (*3)	△ 1,095		
	64,579	62,889	△ 1,690
金 融 資 産 計	111,752	109,072	△ 2,680
(1)預金積金 (*1)	110,016	109,682	△ 334
(2)借入金 (*1)	1,498	1,335	△ 162
金 融 負 債 計	111,514	111,018	△ 496

(単位 百万円)

- (*)1 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (*)2 その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24～3項及び第24～9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (*)3 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

- ① 預け金
- 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。なお、デリバティブを内包する仕組み預け金については、取引金融機関による評価額を時価としております。
- ② 有価証券
- 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。
- なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(25)から(27)に記載しております。
- ③ 貸出金
- 貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- ④ 破綻懸念債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。)
- ⑤ ④以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ⑥ ④以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に準じて割り引いた価額

金融負債

- ① 預金積金
- 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利に準じております。
- ② 借入金
- 借入金については、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる代金として記載しております。その割引率は、市場金利に準じております。
- (注2) 市場価格のない非上場株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	2 3
その他の証券 (*2)	1 4 7
合 計	1 7 1

(単位 百万円)

- (*)1 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (*)2 「その他の証券」に含まれる投資事業有限責任組合出資金及び匿名組合出資金については企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(25) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

■売買目的有価証券

- ・該当なし

■満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	－	－	－
	地 方 債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社 債	－	－	－
	そ の 他	－	－	－
	小 計	－	－	－
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国 債	1,184	1,114	△ 69
	地 方 債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社 債	77	76	△ 1
	そ の 他	－	－	－
小 計		1,262	1,190	△ 71
合計		1,262	1,190	△ 71

(単位 百万円)

■その他の有価証券

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	株 式	912	496	415
	債 券	－	－	－
	国 債	－	－	－
	地 方 債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社 債	－	－	－
	その他	1,205	1,140	65
	小 計	2,118	1,636	481
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	株 式	237	269	△ 31
	債 券	12,213	14,189	△ 1,975
	国 債	622	896	△ 274
	地 方 債	1,980	2,502	△ 521
	短期社債	－	－	－
	社 債	9,610	10,790	△ 1,179
	その他	5,154	5,862	△ 708
	小 計	17,605	20,321	△ 2,716
合計		19,723	21,958	△ 2,234

(単位 百万円)

(26) 当事業年度中に売却したその他の有価証券

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1 7 0	9 2	－
債券	2 0 0	－	5 4
国債	－	－	－
地方債	2 0 0	－	5 4
短期社債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	1 0 6	4 9	－
合 計	4 7 7	1 4 2	5 4

(単位 百万円)

(注1) なお、損益計算書に計上されている株式等売却損益は投資事業有限責任組合出資金に係る純損益の持分相当額を計上したものであります。

(27) 保有目的を変更した有価証券

保有目的を変更した有価証券はありません。

(28) 減損処理を行った有価証券

その他の有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりです。

① 30%以上50%未満の下落率

④ 株式、証券投資信託、その他の証券

2年間の時価の最高値が、1度も帳簿価額の70%以上に達していない場合

⑤ ④を除く有価証券

格付けの著しい低下があった場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合

② 50%以上の下落率

取得原価から50%以上下落した場合

(29) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は12,747百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(30) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

一般貸倒引当金	57百万円
個別貸倒引当金	899百万円
賞与引当金	11百万円
破綻懸念先以下の未収利息	22百万円
減価償却超過額	5百万円
偶発損失引当金	2百万円
普通預金	0百万円
役員退職慰労引当金	24百万円
減損損失	28百万円
退職給付引当金	11百万円
その他の有価証券評価差額	770百万円
繰延税金資産小計	1,834百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,687百万円
評価性引当額小計	1,687百万円
繰延税金資産合計	146百万円

繰延税金負債

その他の有価証券評価差額	△136百万円
繰延税金負債合計	△136百万円
繰延税金資産の純額	10百万円
土地再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価差額金(益)	80百万円
土地再評価に係る繰延税金負債の純額	80百万円

(31) 収益認識会計基準の「表示」に関して記載すべき事項はありません。

■ 損益計算書

科 目	令和7年3月31日	令和8年3月31日
経常収益	1,919,047	1,955,270
資金運用収益	1,563,762	1,676,509
貸出金利息	1,213,702	1,289,123
預け金利息	79,930	110,023
有価証券利息配当金	259,072	263,910
その他の受入利息	11,057	13,451
役務取引等収益	94,664	96,124
受入為替手数料	29,202	29,452
その他の役務収益	65,461	66,671
その他業務収益	9,278	8,148
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	9,278	8,148
その他経常収益	251,342	174,488
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	46,811	26,594
株式等売却益	203,909	147,884
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	622	10
経常費用	1,735,308	1,748,308
資金調達費用	84,517	245,831
預金利息	73,674	234,636
給付補填備金繰入額	3,285	3,927
借入金利息	5,368	5,301
その他の支払利息	2,188	1,965
役務取引等費用	123,078	125,701
支払為替手数料	10,724	10,681
その他の役務費用	112,353	115,019
その他業務費用	1,058	54,825
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	—	54,738
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	1,058	87
経費	1,189,090	1,166,802
人件費	674,275	668,759
物件費	458,297	429,597
税金	56,517	68,445
その他経常費用	337,563	155,147
貸倒引当金繰入額	93,467	93,193
貸出金償却	166,847	56,277
株式等売却損	19,889	548
株式等償却	—	—
その他資産償却	—	—
その他経常費用	57,359	5,128
経常利益(又は経常損失)	183,739	206,961

(単位 千円)

科 目	令和7年3月31日	令和8年3月31日
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	—	45,883
固定資産処分損	—	0
減損損失	—	45,883
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	183,739	161,078
法人税、住民税及び事業税	939	58,110
法人税等調整額	△ 67,556	39,519
法人税等合計	△ 66,616	97,630
当期純利益(又は当期純損失)	250,356	63,447
繰越金(当期首残高)	437,254	623,980
土地評価差額金取崩額	—	1,986
当期末処分剰余金	687,610	689,415

(単位 千円)

- (注)
- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 - 出資1口当たり当期純利益金額 8円66銭
 - 役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の額は、96,124千円であります。
 - 減損損失の内容は下記のとおりであります。
 - 減損損失を認識した資産

場所	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲、愛南町蓮乗寺
用途	南宇和支店、南宇和寮
種類	土地

 なお、当金庫は、店舗を基準としての資産のグルーピングを行っており、遊休資産は個別資産ごとにグルーピングを行っております。
 - 減損損失に至った経緯
 上記の資産につきまは、市場価格の著しい下落が生じたことにより、減損の兆候が認められ、判定の結果、回収可能価額が固定資産帳簿価額を下回る見込みとなったことから、減損損失を計上することといたしました。
 - 減損損失の金額
 種類 土地 金額 45,883千円
 - 回収可能価額の算定方法
 正味売却可能価額により測定しており、その価額は路線価を基とした公示価額相当額を基礎として算出しております。

■ 剰余金処分計算書

科 目	令和7年3月31日	令和8年3月31日
当期末処分剰余金	687,610,792	689,415,023
当期純利益(又は当期純損失)	250,356,074	63,447,641
繰越金(当期首残高)	437,254,718	623,980,746
土地評価差額金取崩額	—	1,986,636
積立金取崩額	—	—
特別積立金	—	—
内本店新築積立金	—	—
計	687,610,792	689,415,023
剰余金処分額	63,630,046	71,932,770
利益準備金	50,000,000	50,000,000
普通出資に対する配当金	13,630,046	21,932,770
(配当率)	(年率 2.0%)	(3.00%)
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	623,980,746	617,482,253

(単位 円)

■ 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和8年6月19日

宇和島信用金庫
理事長

濱田 竜也

■ 会計監査人の監査の状況

令和7年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、四国松山凜監査法人の監査を受けております。

■信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

区 分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B)／(A)	引当率 (D)／(A－C)
破産更正等債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	865	865	741	124	100.00	100.00
	令和7年度	848	848	744	104	100.00	100.00
危険債権	令和6年度	881	780	331	448	88.48	81.55
	令和7年度	983	857	271	585	87.16	82.28
要管理債権	令和6年度	529	166	69	96	31.46	21.03
	令和7年度	482	135	47	87	28.16	20.23
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和6年度	37	27	21	6	74.76	41.96
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和6年度	491	138	48	89	28.17	20.26
	令和7年度	482	135	47	87	28.16	20.23
小 計 (A)	令和6年度	2,276	1,812	1,142	669	79.61	59.07
	令和7年度	2,313	1,841	1,063	777	79.56	62.19
正 常 債 権 (B)	令和6年度	64,433					
	令和7年度	63,441					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和6年度	66,710					
	令和7年度	65,755					

(単位 百万円 %)

- (注) (1) 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- (3) 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- (4) 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- (5) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- (6) 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- (7) 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- (8) 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- (9) 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

■単体自己資本比率

(1)自己資本の校正に関する開示事項

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,807	5,911
うち、出資金及び資本剰余金の額	695	751
うち、利益剰余金の額	5,132	5,184
うち、外部流出予定額 (△)	13	21
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	△ 1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	486	406
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	486	406
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,293	6,317
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	63	72
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	63	72
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	63	72
自己資本	—	—
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	6,230	6,245
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	62,860	62,439
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,505	2,549
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	65,365	64,988
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(ニ)) (ニ)	9.53	9.61

(単位：百万円、%)

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

令和6年度のディスクロージャー誌記載の令和6年度自己資本比率に誤りがありましたので、訂正しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

項 目	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額	リスク・アセット等※1	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	62,860	2,514	62,439	2,497
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	61,292	2,451	60,646	2,425
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	491	19	586	23
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	30	1	30	1
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,202	288	6,803	272
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(うち特定貸付債権を含む)	16,792	671	16,319	652
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,828	153	3,395	135
トランザクター向け	74	2	80	3
不動産関連向け	26,659	1,066	26,820	1,072
自己居住用不動産等向け	6,013	240	5,901	236
賃貸用不動産向け	12,216	488	12,453	498
事業用不動産関連向け	8,423	336	8,459	338
その他不動産関連向け	6	0	6	0
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け	1,623	64	1,590	63
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	106	4	68	2
取立未済手形	1	0	2	0
信用保証協会等による保証付	308	12	296	11
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	1,069	42	1,781	71

(単位 百万円)

項 目		令和6年度		令和7年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	左記以外	3,178	127	2,951	118
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	617	24	617	24
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	547	21	437	17
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
	上記以外のエクスポージャー	2,012	80	1,896	75
	②証券化エクスポージャー※3	—	—	—	—
	証券化				
	STC要件適用分	—	—	—	—
	短期STC要件適用分	—	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4	1,567	62	1,793	71
	ルック・スルー方式	1,567	62	1,793	71
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
	蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
	フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
	④未決済取引	—	—	—	—
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
	⑥CVAリスク相当額を相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
	ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額※5	2,505	100	2,549	101
	BI	1,670		1,699	
	BIC	200		203	
	ハ.単体リスク・アセットの額の合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	65,365	2,614	64,988	2,599

(単位 百万円)

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

(3)信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
イ．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
〈地域別・業種別・残存期間別〉

エクスポージャー 区分	信用リスクポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	債券		デリバティブ取引				
	地域区分 業種区分 期間区分	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
国内	112,219	114,016	66,672	65,714	15,478	15,919	－	－	2,276	2,341
国外	5,854	5,237	－	－	5,854	5,237	－	－	－	－
地域別合計	118,073	108,778	66,672	65,714	21,332	21,156	－	－	2,276	2,341
製造業	5,196	5,546	1,777	1,826	3,419	3,720	－	－	15	84
農業・林業	116	136	116	136	－	－	－	－	0	0
漁業	3,220	3,366	2,914	2,960	306	406	－	－	352	619
鉱業、採石業、砂利採集業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	3,719	4,039	3,625	3,947	94	92	－	－	121	32
電気・ガス・熱供給・水道業	2,025	2,458	984	1,439	1,041	1,019	－	－	－	－
情報通信業	621	700	26	101	595	599	－	－	－	－
運輸業、郵便業	2,212	2,446	945	1,053	1,267	1,393	－	－	28	14
卸売業、小売業	7,741	7,226	7,171	6,769	570	457	－	－	720	599
金融業、保険業	39,210	36,459	7,220	7,516	3,615	2,886	－	－	－	－
不動産業	14,158	13,906	11,878	11,647	2,280	2,259	－	－	356	345
物品賃貸業	575	358	575	358	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	133	191	133	191	－	－	－	－	－	1
宿泊業	1,018	1,013	1,018	1,013	－	－	－	－	39	39
飲食業	1,629	1,733	1,629	1,733	－	－	－	－	102	97
生活関連サービス業、娯楽業	2,319	2,491	2,319	2,479	－	12	－	－	－	－
教育、学習支援業	267	282	267	282	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	5,285	5,288	5,285	5,288	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	2,783	3,147	1,939	2,173	844	974	－	－	352	354
国・地方公共団体等	7,797	8,605	1,930	2,743	5,867	5,862	－	－	－	－
個人	14,921	12,060	14,921	12,060	－	－	－	－	187	151
その他	3,128	2,566	－	－	1,434	1,477	－	－	－	－
業種別合計	118,073	114,016	66,672	65,714	21,332	21,156	－	－	2,276	2341
1年以下	21,668	21,397	12,379	1,083	1,138	317	－	－		
1年超3年以下	21,217	14,880	9,727	3,769	1,040	2,511	－	－		
3年超5年以下	14,082	9,738	7,459	5,342	1,843	3,656	－	－		
5年超7年以下	9,005	5,328	5,730	3,531	3,275	1,797	－	－		
7年超10年以下	10,660	12,883	6,688	7,414	3,472	3,969	－	－		
10年超	30,060	42,772	19,294	34,786	7,066	4,986	－	－		
期間の定めのないもの	11,381	7,018	5,395	42	3,498	3,920	－	－		
残存期間別合計	118,073	114,016	66,672	65,714	21,332	21,156	－	－		

（単位 百万円）

- （注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「延滞エクスポージャー等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（34 ページ参照）

ハ、業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

	期末残高		期中増減額	貸出金償却	
	令和6年度	令和7年度		令和6年度	令和7年度
製造業	－	15	15	－	－
農業、林業	0	－	－	－	－
漁業	278	441	162	30	－
鉱業、採石業、砂利採取業	0	－	－	－	－
建設業	30	2	△ 28	38	14
電気、ガス、熱供給、水道業	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	3	－	△ 3	－	－
卸売業、小売業	123	98	△ 25	87	4
金融業、保険業	－	－	－	－	－
不動産業	54	38	△ 16	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－
宿泊業	7	7	0	－	－
飲食業	12	11	0	－	5
生活関連サービス業、娯楽業	－	1	1	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－
医療、福祉	－	－	－	－	－
その他のサービス	8	12	4	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－
個人	52	60	7	10	31
合計	572	689	116	166	56

(単位 百万円)

(注) (1) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(2) 「業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ、標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳※1

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)※2
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	1,133	－	1,133	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,671	－	4,671	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	5,248	－	5,248	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,954	－	1,954	－	586	30%
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	300	－	300	－	30	10%
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	32,016	－	32,016	－	6,803	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	25,053	1,012	24,029	106	16,319	67%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,145	4,681	5,730	376	3,395	56%
トランザクター向け	－	3,448	－	250	80	32%
不動産関連向け	30,702	－	30,394	－	26,820	88%
自己居住用不動産等向け	9,414	－	9,371	－	5,901	63%
賃貸用不動産向け	13,513	－	13,436	－	12,453	93%
事業用不動産関連向け	7,763	－	7,575	－	8,459	112%
その他不動産関連向け	10	－	10	－	6	60
A D C向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,467	8	1,463	0	1,590	109%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	75	－	75	－	68	90%
取立未済手形	11	－	11	－	2	20%
信用保証協会等による保証付	3,448	4	3,448	0	296	9%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	937	－	937	－	1,781	190%
合計					57,694	

(単位 百万円)

(注) (1) 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

(2) 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

	令和6年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
現 金	973															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,243															
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	4,636															
外国の中央政府等以外の公共部門向け				2,456												
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																
我が国の政府関係機関向け		300														
地方三公社向け																
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				32,510						500			1,001			
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																
カバード・ボンド向け																
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)				103							9,617					
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		33		2,334								105				
トランザクター向け				135								105				
不動産関連向け		58		413				2,084							3,992	
自己居住用不動産等向け		58		413				2,084								
賃貸用不動産向け															3,981	
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け															11	
ADC向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)				11									502			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		8														
取立未済手形				7												
信用保証協会等による保証付	653	3,080														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等																
合 計	10,506	3,481		37,837				2,084		500	9,617	105	1,503		3,992	

	令和6年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100.00%	105%	110.00%	112.5%	130.00%	150%	250%	400%	その他	合計
現 金																973
我が国の中央政府及び中央銀行向け																4,243
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け																4,636
外国の中央政府等以外の公共部門向け																2,456
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																
我が国の政府関係機関向け																300
地方三公社向け																
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																34,012
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																
カバード・ボンド向け																
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)				12,666			1,939									24,326
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		3,518					671									6,663
トランザクター向け																241
不動産関連向け	248	6,926			858			9,245	5,576			975				30,379
自己居住用不動産等向け		6,926														9,483
賃貸用不動産向け								9,245				79				13,306
事業用不動産関連向け	248				858				5,576			895				7,578
その他不動産関連向け																11
ADC向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)							140					819				1,473
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							105									114
取立未済手形																7
信用保証協会等による保証付																3,733
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等											822					822
合 計	248	10,445		12,666	858		2,857	9,245	5,576		822	1,795				114,145

	令和7年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
現 金	1,133															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,671															
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	5,248															
外国の中央政府等以外の公共部門向け						1,954										
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																
我が国の政府関係機関向け		300														
地方三公社向け																
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				30,514						500			1,001			
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																
カバード・ボンド向け																
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)				109								10,714				
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		28		2,268								121				
トランザクター向け				129								121				
不動産関連向け		44		561				1,975							3,761	
自己居住用不動産等向け		44		561				1,975								
賃貸用不動産向け															3,750	
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け															10	
ADC向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)				7									551			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		8														
取立未済手形				11												
信用保証協会等による保証付	484	2,964														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等																
合 計	11,538	3,344		33,473		1,954		1,975		500		10,836	1,552		3,761	

	令和7年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100.00%	105%	110.00%	112.5%	130.00%	150%	250%	400%	その他	合計
現金																1,133
我が国の中央政府及び中央銀行向け																4,671
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け																5,248
外国の中央政府等以外の公共部門向け																1,954
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																
我が国の政府関係機関向け																300
地方三公社向け																
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																32,016
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																
カバード・ボンド向け																
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)				11,591			1,719									24,135
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		3,213					474									6,106
トランザクター向け																250
不動産関連向け	226	6,791			689			9,613	5,775			957				30,394
自己居住用不動産等向け		6,791														9,371
賃貸用不動産向け								9,613				72				13,436
事業用不動産関連向け	226				689				5,775			885				7,575
その他不動産関連向け																10
ADC向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)							88					816				1,464
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							67									75
取立未済手形																11
信用保証協会等による保証付																3,448
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等													937			937
合計	226	10,005		11,591	689		2,349	9,613	5,775			1,774	937			111,900

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	53,738	2,001	10%	53,910
40%~70%	15,927	1,981	10%	15,969
75%	10,841	819	11%	10,445
80%	—	—	—	0
85%	13,485	807	12%	12,666
90%~100%	3,801	151	12%	3,715
105%~130%	14,880	—	—	14,821
150%	1,925	4	10%	1,795
250%	822	—	—	822
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	115,422	5,765	10%	114,145

(単位 百万円)

令和7年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	52,118	1,924	10%	52,287
40%~70%	16,814	2,158	10%	16,877
75%	10,351	651	12%	10,005
80%	—	—	—	—
85%	12,510	816	11%	11,591
90%~100%	3,128	153	10%	3,039
105%~130%	15,444	—	—	15,388
150%	1,862	3	10%	1,774
250%	937	—	—	937
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	113,167	5,706	10%	111,900

(単位 百万円)

(注) CCF の加重平均値(%)とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで、

用語説明

適格格付機関

金融機関がリスクを算出するにあたり用いることができる格付を付与する格付機関のことです。適格性の基準に照らし、適格と認められる機関を金融庁長官が定めています。

リスク・ウェイト

債券の危険度を表す指標のことです。

当金庫では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関として、以下の4機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

●株式会社格付投資情報センター (R&I)

●株式会社日本格付研究所 (JCR)

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	316	256	1,222	1,596	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(単位 百万円)

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

令和7年3月末、令和8年3月末の実績はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

令和7年3月末、令和8年3月末の実績はありません。

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	1,867	1,867	2,272	2,272
非上場株式等	197	197	171	171
合計	2,064	2,064	2,443	2,443

(単位 百万円)

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	令和6年度	令和7年度
売却益	203	147
売却損	19	－
償却	－	－

(単位 百万円)

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	令和6年度	令和7年度
評価損益	317	449

(単位 百万円)

(8) 金利リスクに関する事項（定性的な開示事項）

金利リスクに関する事項（定性的な開示事項）

1. リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫ではトレーディング取引等を含む金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しています。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB:Interest Rate Risk in the Banking Book※）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。

2. 金利リスクの算定方法の概要

(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。

(3) 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(4) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(5) 内部モデル使用等、△EVE と△NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用していません。

IRRBB 1：金利リスク					
順番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	2,634	2,216	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	62	64
3	スティープ化	2,096	1,766		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	238	215		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	2,634	2,216	62	64
		ホ		ヘ	
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	6,230		6,245	

(単位 百万円)

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

■有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

令和7年3月末、令和8年3月末の実績はありません。

2. 満期保有目的の債券

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	8	9	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	8	9	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	598	575	△ 23	1,184	1,114	△ 69
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	107	106	△ 1	77	76	△ 1
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	706	681	△ 25	1,262	1,190	△ 71
合 計		715	690	△ 25	1,262	1,190	△ 71

(注) (1) 時価は期末日における市場価格に基づいております。

(単位 百万円)

(2) 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. その他有価証券

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株式	774	510	264	912	496	415
	債券	100	100	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	100	100	—	—	—	—
	その他	995	908	86	1,205	1,140	65
	小計	1,869	1,518	350	2,118	1,636	481
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株式	81	115	△ 33	237	269	△ 31
	債券	10,236	11,296	△ 1,059	12,213	14,189	△ 1,975
	国債	702	896	△ 193	622	896	△ 274
	地方債	2,288	2,702	△ 414	1,980	2,502	△ 521
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	7,245	7,697	△ 451	9,610	10,790	△ 1,179
	その他	5,870	6,462	△ 592	5,154	5,862	△ 708
	小計	16,189	17,874	△ 1,685	17,605	20,321	△ 2,716
合 計		18,058	19,393	△ 1,334	19,723	21,958	△ 2,234

(注) (1) 貸借対照表計上額は、時価は期末日における市場価格に基づいております。

(単位 百万円)

(2) 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	23	23
非上場その他の証券	174	147
合 計	197	171

(単位 百万円)

■ 金銭の信託

	令和7年3月末	令和8年3月末
金銭の信託	—	—

(単位 百万円)

■ デリバティブ取引

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引の令和7年3月末、令和8年3月末の実績はありません。

■ 貸出金償却

	令和7年3月末	令和8年3月末
貸出金償却	166,847	56,277

(単位 千円)

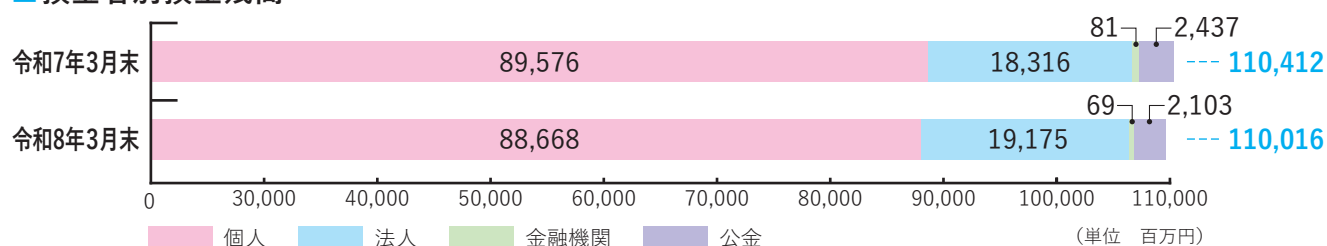
■ 貸倒引当金内訳

		繰 入 額	取 崩 額	純 繰 入 (取崩△) 額	当 期 末 残 高
一般貸倒引当金	令和6年度	486	387	98	486
	令和7年度	406	486	△ 79	406
個別貸倒引当金	令和6年度			△ 5	572
	令和7年度			173	689
合 計	令和6年度			93	1,058
	令和7年度			93	1,095

(単位 百万円)

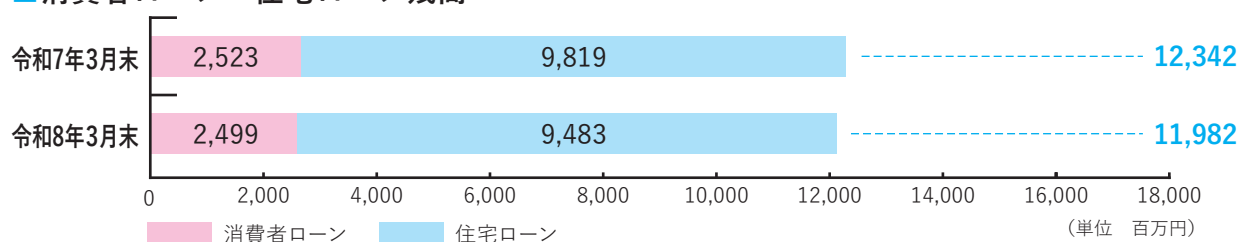
預金業務関係

■ 預金者別預金残高



融資業務関係

■ 消費者ローン・住宅ローン残高



経営諸比率等

■ 役務取引の状況

	令和6年度	令和7年度
役務取引等収益	94	96
受入為替手数料	29	29
その他の受入手数料	65	66
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	123	125
支払為替手数料	10	10
その他の支払手数料	4	3
その他の役務取引等費用	108	111
役務取引等利益	△ 28	△ 29

(単位 百万円)

■ その他業務利益の内訳

	令和6年度	令和7年度
その他業務収益	9	8
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	9	8
その他業務費用	1	54
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	54
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	1	0
その他業務利益	8	△ 46

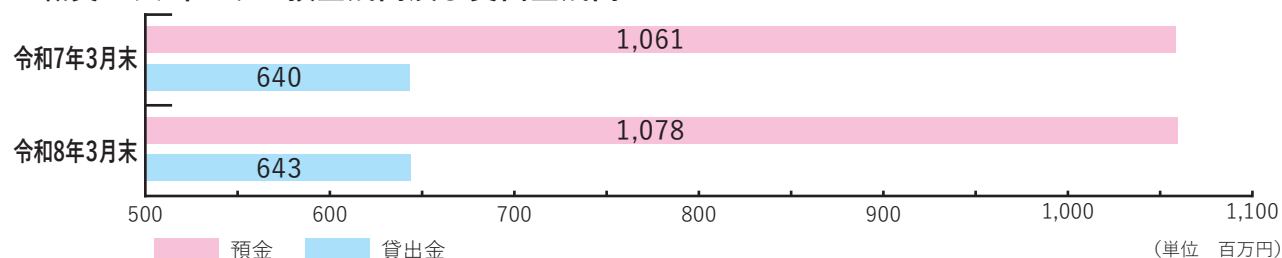
(単位 百万円)

■ 経費の内訳

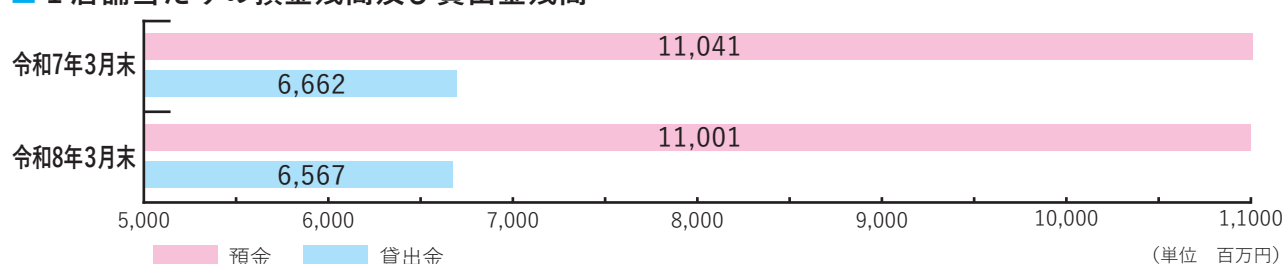
	令和6年度	令和7年度
人件費	674	668
報酬給料手当	643	631
退職給付引当金繰入額	17	22
その他	13	14
物件費	458	429
事務費	201	184
通信費	13	17
事務機械賃借料	16	13
事務委託費	115	115
事務用品費	13	14
給水光熱費	12	12
その他	29	11
固定資産費	102	81
土地建物賃借料	10	10
営繕費	24	3
保全管理費	46	49
その他	20	17
事業費	50	52
広告宣伝費	16	13
交際費	10	11
諸会費	6	7
その他	16	20
人事厚生費	11	12
預金保険料	16	16
減価償却費	76	81
税金	56	68
合計	1,189	1,166

(単位 百万円)

■ 職員 1 人当たりの預金残高及び貸出金残高



■ 1 店舗当たりの預金残高及び貸出金残高



その他

■内国為替取引実績

		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	仕 向	47,812	46,501	48,453	48,331
	被仕向	116,451	59,017	113,570	59,729
代金取立	仕 向	34	175	32	107
	被仕向	2	1	0	0

(単位 件 百万円)

■会員数

	令和7年3月末	令和8年3月末
会 員 数	6,005	5,925

(単位 人)

■報酬体系について

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。
- (1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。
- 【退職慰労金】
退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。
a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期
- (2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額
- | | |
|-------------|-------|
| 区分 | 支払総額 |
| 対象役員に対する報酬等 | 65百万円 |
- (注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。(期中に退任した者を含む。)
2. 上記の支払総額は、「基本報酬」のみであります。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。
- (3) その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6等の規定に基づき、報酬等にかんする事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。
2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対処職員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

■国債業務（外国為替取引高、外貨建資産残高）

国債業務は行っておりません。

※ 海外送金、外国為替予約、貿易金融等の国際業務サービスについては、信用中央金庫の取次店として対応していますので、ご利用の際は最寄りの営業店におたずねください。

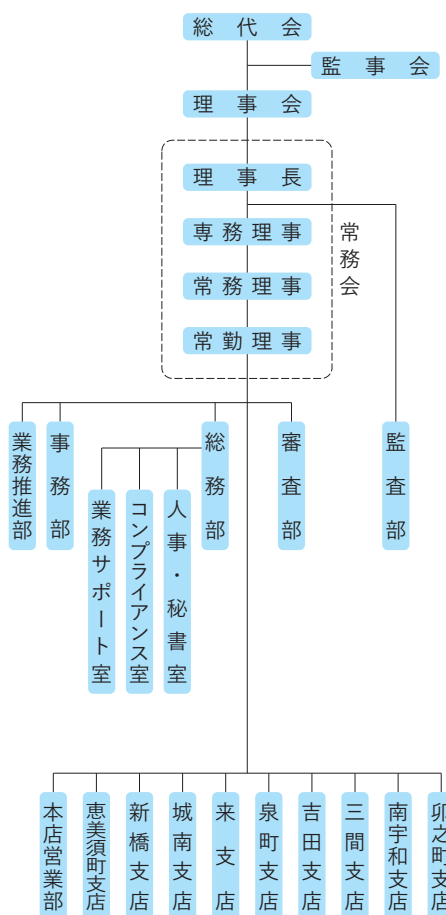
当金庫の概況及び組織に関する事項

■概要

金庫名 宇和島信用金庫
所在地 愛媛県宇和島市本町追手2丁目8番21号
創立 大正11年5月3日
自己資本 62億45百万円(国内基準)
会員数 5,925名
店舗数 10店舗
店外キャッシュコーナー 7ヶ所
常勤役員数 102名



■事業の組織図



■役員一覧

理事長	濱田 竜也
常務理事	宇都宮 聡
常勤理事	北代 康人
常勤理事	河合 研二
理事	清家 義幸
理事	有間 義恒(※1)
理事	村重 敦(※1)
常勤監事	氏本 澄
員外監事	岡部 五郎(※2)

(令和8年6月19日現在)

※1は、職員外理事です。
※2は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

総代会の仕組み

■総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなくモニター会を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
 - ・ 総代の定数は、75人以上100人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに決められております。
- なお、令和7年5月1日現在の総代数は80人で会員数は5,925人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代候補者選任基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代選考委員を選任する。
- ② 総代選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

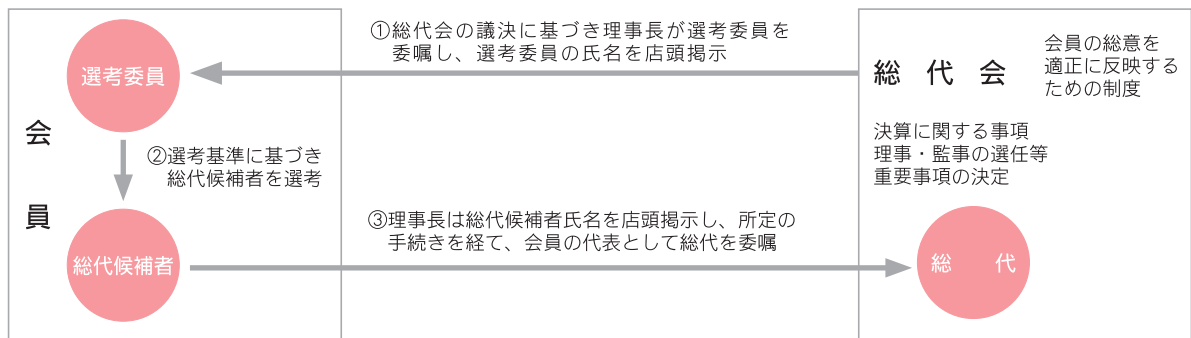
(注) 総代候補者選任基準

① 資格要件

- ・ 当金庫の会員であること
- ・ 就任時点で80歳を越えていない者

② 選考基準

- ・ 総代としてふさわしい見識を有している人であること
- ・ 良識をもって正しい判断が出来る人であること
- ・ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している人であること
- ・ その他総代選考委員が適格と認めた人であること



総代氏名

■ 宇和島区

朝井	雲上	道辰	悟生	④	河野	純寿	一樹	④	竹立	内花	啓孝	二文	中永	田秀	博文	④	古榎	谷本	和俊	重雄	森川	喜博	④
井上	弘佳	④	小島	優輝	①	谷川	太一	③	中村	在樹	①	松本	邦夫	④	矢野	勉	⑤	山口	明宏	①	山口	幸一	①
岡賀	兵克	③	菅原	佳子	④	土居	大輔	④	二宮	弘幸	④	三原	浩司	④	山崎	伊和郎	⑤	山下	修史	③	若藤	伴	③
緒賀	達也	④	清家	達也	②	藤堂	真二	①	二宮	裕博	④	三好	要茂	④	森洋	司							
荻原	健一	④	清家	幹広	⑤	遠山	祥介	④	畑中	貴博	④	村上	茂	④	森洋	司							
折原	雄一郎	②	曾根	高親		長井	雅開	②	藤井	博史	④	森洋	司		森洋	司							
菊地	康裕	④	園田	隆親		長井	雅開	②	藤井	博史	④	森洋	司		森洋	司							
木下	保孝	弘	園田	隆親		長井	雅開	②	藤井	博史	④	森洋	司		森洋	司							
久保	孝弘		園田	隆親		長井	雅開	②	藤井	博史	④	森洋	司		森洋	司							

令和8年5月1日現在

■ 北区

赤松	安訓	③	河野	恒登	志	⑤	高山	豊志	③	藤田	幸	④	松本	明慧	④	山下	泰伯	③
大高	訓	④	清家	洋子	③	富永	章			藤田	宣邦	④	安岡	一		山本	万里子	③
加藤	永二	③	高山	典生		西村	浩司	③										

■ 南区

小田原	大造	④	凝地	世矢	①	中川	一喜	③	濱田	幸美	②	宮田	幸晴	③	山下	幸一郎	
幸田	寛		清水	良彦	②	橋本	健二	④	廣瀬	昌弘							

※氏名の後の数字は総代への就任回数、6回以上は空白としています。

総代の属性別構成比

職業別	法人・法人代表者 67%、個人事業主 13%
年代別	70歳以上 30%、60歳代 38%、50歳代 20%、40歳代 10%、40歳未満 2%
業種別	卸・小売業 34%、サービス業 25%、漁業 6%、建設業 19%、不動産業 13%、その他 3%

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。

第102期通常総代会の決議事項

第101期通常総代会(令和8年6月19日)において、次の事項が付議され、それぞれ原案の通り了承されました。

【報告事項】

- ・ 監査報告
- ・ 令和6年度(第101期)業務報告、貸借対照表および損益計算書報告の件

【決議事項】

- ・ 第101期 剰余金処分案承認の件
- ・ 会員除名の件



あゆみ

創 立

大正11年 5月 3日 産業組合法により、有限責任宇和島信用購買組合設立

組織と名称の変更

昭和12年 5月 5日	有限責任宇和島信用購買組合を保証責任宇和島信用購買組合と改組
昭和25年 2月27日	中小企業等協同組合法により、宇和島信用組合と改組
昭和27年 5月26日	信用金庫法に基づき信用金庫を改組し、宇和島信用金庫と改称
平成25年12月 9日	新橋支店丸之内出張所を開設
平成26年 4月 7日	新橋支店を移転
令和 5年10月 2日	泉町支店を恵美須町支店内に移転
令和 6年 5月20日	新本部ビル新築移転

支店設置

昭和16年11月13日	恵美須町支店を開設
昭和29年 1月 4日	新橋支店を開設
昭和36年 1月15日	吉田支店を開設
昭和40年 3月17日	南宇和支店を開設
昭和46年10月 1日	城南支店を開設
昭和51年 8月 2日	来支店を開設
昭和53年10月16日	泉町支店を開設
昭和59年12月 6日	三間支店を開設
平成 6年11月16日	卯之町支店を開設

店外キャッシュコーナー設置店

平成 元年12月 5日	宇和島市役所(宇和島市曙町1番地)に設置
平成 元年12月 5日	市立宇和島病院(宇和島市御殿町1番地1号)に設置
平成 3年11月 1日	フジ北宇和島店(宇和島市伊吹町912番地2)に設置
平成 4年 6月 1日	双葉産業四国工場出張所(宇和島市三間町宮野下1200番地)に設置
平成28年10月 3日	エーマックス愛南店(南宇和郡愛南町御荘平城791-1)に設置
平成29年 3月27日	エースワン宇和島店(宇和島市寄松甲206番地)に設置
平成29年 3月27日	フジ宇和店(西予市宇和町卯之町4丁目654番地)に設置
令和 5年10月 2日	泉町支店ATMを出張所(宇和島市泉町2丁目2番11号)に変更

営業区域

愛媛県 全域



■店舗一覧

店舗名	住 所	TEL	設置機	キャッシュコーナーの営業時間		
				平 日	土曜日	日・祝祭日
本店営業部	〒798-0041 宇和島市本町追手2丁目8番21号	0895(22)5422(代)	ATM	8:00～22:00	9:00～21:00	9:00～21:00
恵美須町支店	〒798-0032 宇和島市恵美須町2丁目5番10号	0895(22)6500(代)	ATM	8:45～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
新橋支店	〒798-0060 宇和島市丸之内5丁目3番1号	0895(22)1424(代)	ATM	8:45～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
城南支店	〒798-0064 宇和島市佐伯町1丁目3番7号	0895(22)8282(代)	ATM	8:45～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
来支店	〒798-0083 宇和島市夏目町2丁目4番16号	0895(25)8411(代)	ATM	8:45～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
泉町支店	〒798-0032 宇和島市恵美須町2丁目5番10号	0895(22)6500(代)	ATM	8:45～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
吉田支店	〒799-3703 宇和島市吉田町東小路甲158番地	0895(52)1455(代)	ATM	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
三間支店	〒798-1112 宇和島市三間町宮野下636番地	0895(58)4333(代)	ATM	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
南宇和支店	〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲2222番地1	0895(72)0810(代)	ATM	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
卯之町支店	〒797-0015 西予市宇和町卯之町2丁目426番地	0894(62)6000(代)	ATM	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
本部	〒798-0041 宇和島市本町追手2丁目4番10号	0895(23)7000(代)	ホームページ	https://www.shinkin.co.jp/uwajima/		

(令和7年4月1日現在)

■店外キャッシュコーナー

	設置機	キャッシュコーナーの営業時間		
		平 日	土曜日	日・祝祭日
宇和島市役所CDコーナー 宇和島市曙町1番地	ATM	8:45 ～17:00	—	—
市立宇和島病院CDコーナー 宇和島市御殿町1番地1号	ATM	8:45 ～17:00	9:00 ～15:00	—
フジ北宇和島店CDコーナー 宇和島市伊吹町912番地2	ATM	9:00 ～21:00	9:00 ～21:00	9:00 ～21:00
エースワン愛南店CDコーナー 南宇和郡愛南町御荘平城791-1	ATM	9:00 ～21:00	9:00 ～21:00	9:00 ～21:00
エースワン宇和島店CDコーナー 宇和島市寄松甲206番地	ATM	9:00 ～21:00	9:00 ～21:00	9:00 ～21:00
フジ宇和島店CDコーナー 西予市宇和町卯之町4丁目654番地	ATM	9:00 ～21:00	9:00 ～21:00	9:00 ～21:00
泉町出張所CDコーナー 宇和島市泉町2丁目2番11号	ATM	8:45 ～18:00	9:00 ～17:00	9:00 ～17:00

※商業施設内のキャッシュコーナーは商業施設の休業日は営業していません。

■営業時間

店舗の営業時間は、9:00～15:00です。

※恵美須町支店、新橋支店、城南支店、来支店、吉田支店、三間支店、南宇和支店、卯之町支店は11:30～12:30の間窓口営業は昼休業となります。昼休業中もATMはご利用いただけます。



情報誌つなぐ

当金庫の地域貢献活動の一環として、地域の文化や歴史、人物などを広く知って頂こうと、平成18年1月に創刊した「情報誌つなぐ」は、昨年度末発行の春号で34号となりました。今後も引き続き、ご愛読頂ければ幸いです。

※「つなぐ」のバックナンバーは、宇和島信用金庫ホームページでご覧いただけます。



※「情報誌つなぐ」は、宇和島市の「宇和島クラブ」に協賛業者として協賛しています。

掲載項目一覧表

■概況・組織

● ごあいさつ、経営理念	巻頭
● 事業の組織図	37
● 役員一覧	37
● 総代会の仕組み	37～39
● 職員数	12
● 店舗一覧	40
● 地区一覧	40
● 自動機器設置状況	40
● 会員数	36
● 事業の運営に関する事項	7
● 出資金、出資配当金	12

■経理・経営内容

● 主要な経営指標の推移	12
● 貸借対照表	16
● 損益計算書	20
● 剰余金処分計算書	20
● 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認	20
● 会計監査人の監査の状況	20
● 自己資本の状況	22
● 業務粗利益	12
● 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支	12
● 資金運用収支の内訳、利鞘	12
● 業務純益等	12
● 受取・支払利息の分析	13
● 役務取引の状況	35
● その他業務利益の内訳	35
● 経費の内訳	35
● 有価証券の時価情報	33
● 金銭の信託	34
● デリバティブ取引	34
● 利益率	13
● 職員1人当たりの預金残高	35
● 職員1人当たりの貸出金残高	35
● 1店舗当たりの預金残高	35
● 1店舗当たりの貸出金残高	35
● 預貸率	15
● 預証率	15
● 法令等遵守の態勢	7
● 顧客保護等管理の態勢	7
● リスク管理等の態勢	7

■資金調達

● 預金・譲渡性預金残高および平均残高	13
● 定期預金残高	13
● 預金者別預金残高	34

■資金運用

● 貸出金平均残高	14
● 貸出金残高	14
● 貸出金・債務保証見返の担保別内訳	15
● 貸出金使途別残高	14
● 貸出金業種別内訳	14
● 消費者ローン・住宅ローン残高	34
● 貸倒引当金内訳	34
● 貸出金償却	34
● 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	21

■証券業務

● 有価証券の残存期間別残高	15
● 商品有価証券平均残高	15
● 有価証券平均残高	15

■国際業務

● 外国為替取扱高	36
● 外貨建資産残高	36

■その他業務

● 手数料一覧	11
● 内国為替取扱実績	36

■その他

● 地域金融円滑化の取組み	7
● 主要な事業地域社会と宇和島信用金庫	3, 4
● 沿革・あゆみ	37, 39
● 事業のご案内	8～10
● 商品・サービスのご案内	8～10
● 商品利用に当たっての留意事項	8～10
● トピックス・文化・社会的貢献活動	5
● 情報誌つなぐ	41
● 報酬体系について	36

